

## あきらめていませんか？在宅医療

---

みなさんは、病気や加齢によって医療や介護が必要な状態になったら、自宅での生活を続けるのは無理だろうと考えていませんか？医療や介護が必要な状態になっても、通院や訪問医療、介護サービス等を利用し、自宅で生活しながら治療や療養を続けていくことを「在宅療養」といいます。「在宅療養」は、住み慣れた自宅で自分らしい暮らしを続けられる利点があり、更に、痛みの緩和や認知力の回復につながる効果があるともいわれます。とはいえ実際は、「病状を悪化させてしまいそうで不安」、「日中は一人になってしまうので心配」などの理由から、入院や施設入所を希望され、在宅療養をあきらめてしまう患者さんやご家族が見受けられます。

当院の相談支援センターでは、看護師や社会福祉士などが中心となって、在宅療養に関する相談に対応しています。具体的には、患者さんやご家族の希望を確認し、患者さんの病状や生活状況、ご家族の介護力などを総合的に判断して、必要と思われる支援を一緒に考えます。そして、適切な医療・介護サービス事業者へと連携を図ります。

【医療サービス】通院が困難などの理由により、自宅での病状管理や薬の処方、点滴や酸素などの医療ケアが必要な場合は、訪問診療ができるクリニックや診療所、訪問看護師等を手配します。

【介護サービス】日常生活において家事や入浴、排せつなどの介護が必要な場合は、介護保険の申請や利用方法の説明を行います。また、介護保険サービスの利用を希望される場合は、地域包括支援センターやケアマネジャーへ連絡して支援介入を依頼します。

医療・介護サービスの利用が決定したら、在宅療養に関わる関係者全員で情報を共有し、サービス利用開始後も安心して在宅療養が続けられるように支援しています。

このように在宅療養では、さまざまな支援やサービスが利用可能です。しかし、安心して安全に在宅療養を続けるには、患者さんやご家族が無理をしないことが重要です。また、どんなに便利なサービスよりも、患者さんを支えるご家族の理解と協力が不可欠です。そのため私たちは、患者さんにご家族、それぞれの最善を一緒に考えることを大切にしています。在宅療養についてご相談がある方は、お気軽に地域医療連携室までご相談ください。

【地域医療連携室看護師長 岡田 牧子】

